

市内保育所等における紙おむつ等提供サービス事業委託仕様書

1 事業名

市内保育所等における紙おむつ等提供サービス事業委託

2 事業目的

現在、裾野市内の保育園、認定こども園及び小規模保育事業所（以下「保育園等」という。）で使用する紙おむつ及びおしりふき（以下「紙おむつ等」という。）は、原則として各家庭が用意し、園へ持参している。また、保育園等では、各家庭から持参された紙おむつ等の在庫管理、補充依頼及び保護者への連絡等の業務が発生しており、保護者及び保育従事者双方の負担となっている。

本業務は、紙おむつ等の定額利用サービスを活用し、対象児童が保育園等で使用する紙おむつ等を円滑かつ安定的に提供することにより、保護者の持参負担及び保育園等の管理業務を軽減するとともに、物価高騰下における子育て世帯の経済的負担の軽減並びに保育の質の向上を図ることを目的とする。

3 事業概要

受託者は、裾野市に住民登録があり、保育園等に在園している0歳児から2歳児までの児童（以下「対象児童」という。）が保育園等で使用する紙おむつ等について、月額定額制のサービスにより、必要な数量を継続的に提供するものとする。なお、業務の実施に当たっては、市、保育園等、保護者及び受託者が連携し、対象児童の利用状況、発注、納品、問合せ対応等を適切に管理するものとする。

4 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

（本格実施期間：令和8年11月1日から令和9年3月31日）

契約締結日から令和8年10月31日までの期間は、準備期間として、受託者は対象施設及び保護者に対する利用方法、発注方法、納品方法等の周知、説明資料の作成、申込受付体制の整備その他本格実施に必要な準備を行うものとする。

また、受託者は、本事業の利用促進を目的として、上記準備期間中に、受託者の費用負担により、対象児童に対して紙おむつ等を試行的に提供する期間を設けるものとする。この場合において、当該試行提供に係る費用は市に請求しないものとする。

5 実施場所

公立保育園・認定こども園

施設名	施設の所在地	0～2歳児の人数
西保育園	裾野市佐野 1154	18人

東保育園	裾野市茶畑 504-1	23人
ふからこども園	裾野市深良 1918-1	11人
とみおかこども園	裾野市上ヶ田 174-3	21人

民間保育園・認定こども園

施設名	施設の所在地	0～2歳児の人数
富岳南保育園	裾野市伊豆島田 806-12	38人
富岳キッズセンターあい	裾野市茶畑 938-1	48人
ぽんぽん石脇こども園	裾野市石脇 55-1	25人
さくらこども園	裾野市公文名 1-1	55人
さくらこども園小柄沢分園	裾野市佐野 798-2	17人

民間小規模保育事業所

施設名	施設の所在地	0～2歳児の人数
にこにこ園保育所	裾野市岩波 49-5	8人
佐野かがやき保育園	裾野市佐野 1379-6	15人
こざくら保育園	裾野市御宿 1619-1	18人

合計 297人

※0～2歳児の人数は、令和8年8月1日時点での在籍人数

6 事業内容

受託者は、本仕様書、契約書及び市の指示に基づき、次に掲げる業務を適正かつ確実に実施するものとする。

(1) サービスの利用に関する申込み及び利用期間

受託者は、サービスの利用を希望する対象児童の保護者（以下「保護者」という。）から利用申込み及び解約申込みを受け付け、利用開始及び解約に係るを行うものとする。利用及び解約は1か月単位とし、事業実施期間内においては、解約後の再申込みを妨げないものとする。

(2) 紙おむつ等の提供

受託者は、利用申込みを行った保護者の対象児童（以下「利用者」という。）に対し、保育園等で使用する紙おむつ等を、利用者の使用状況に応じて数量の上限を設けず提供するものとする。また、受託者は、利用者を確認できる資料を市及び保育園等へ提供し、利用者の追加、解約その他変更が生じた場合は、遅滞なく市及び保育園等へ報告するものとする。

(3) 紙おむつ等の納品

受託者は、保育園等からの発注内容に基づき、紙おむつ等を保育園等が指定する場所へ直接納品するものとする。納品日時、納品頻度、納品方法及び在庫不足時の対応

については、事前に保育園等と協議し、保育運営に支障が生じないよう適切に対応するものとする。

(4) 紙おむつ等の規格

本業務で取り扱う物品は、紙おむつ及びおしりふきとし、国内で一般的に流通している製品であって、保育園等における使用に適した品質を有するものとする。紙おむつについては、利用者の年齢、体格及び使用状況に応じて必要なサイズ（S、M、L等）及びタイプ（テープタイプ、パンツタイプ等）を取り扱うものとする。

(5) 利用料金の支払い

利用料金は、利用者1人当たりの月額定額制とする。受託者は、毎月初日時点の利用者数に基づき算出した金額を、当月10日までに市へ請求するものとし、市は、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(6) 問合せ対応

受託者は、本業務に関する保護者、保育園等及び市からの問合せ、相談、苦情等に迅速かつ適切に対応できる体制を整備し、専用の相談サポート窓口を設置するものとする。

(7) 保育園等及び保護者への周知

受託者は、業務を円滑に開始及び運営できるよう、保育園等の関係職員に対して説明を行うとともに、保育園等向けの説明資料、運用マニュアル、発注手順書、保護者向け案内及び利用申込書等を作成し、必要部数を配布するものとする。

保護者に対しては、事業開始前に説明資料の配布、ホームページ掲載その他適切な方法により、サービス内容、申込方法、利用開始日、解約方法及び問合せ先等を周知するものとする。

(8) その他

受託者は、本業務の履行に当たり、個人情報の保護に関する法令、条例その他関係規程を遵守し、利用者名簿、申込情報、連絡先等の個人情報を適切に管理するものとする。また、情報の漏えい、滅失、毀損、誤送信等を防止するため、必要な安全管理措置を講じるものとする。

対象児童に該当しない児童の保護者から紙おむつ等の提供依頼があった場合において、当該保護者と受託者との直接契約によりサービスを提供することは妨げない。ただし、当該サービスは本業務の対象外とし、市の費用負担は生じないものとする。

本業務実施期間中の運営状況、利用状況、保育園等及び保護者からの意見等を踏まえ、市が必要と認める場合は、翌年度以降の実施方法について検討するものとする。なお、本業務終了後に、保護者と受託者との直接契約によるサービス提供を行う場合は、市、保育園等及び受託者で必要な事項を協議するものとする。

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容について疑義が生じた事項については、市と受託者が協議の上、決定するものとする。